

既設違反水栓より追加工事をする場合の取扱いについて

(制定 昭和 42 年 2 月 15 日課長決)
(最近改正 令和元年 5 月 31 日)

- 1 当該違反水栓の所有者又は使用者並びに違反工事施工者に対して、「給水条例違反処分要綱」により、処分に関する手続きを行う。
- 2 当該違反水栓のしゅん工検査手数料等は東部水道センターにおいて徴収する。
- 3 追加工事を施工する指定給水装置工事事業者からは、給水装置工事設計書を提出させ、正規材料を使っている場合に限り、正規水栓に取り替える。

附則

この規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 5 月 7 日から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、令和元年 6 月 5 日から実施する。